

市川町地域商品券「市川 Pay」取扱店募集

市川町では、新型コロナウイルス感染症に伴う外出自粛や営業自粛により、売上が減少し経営に苦慮している事業所の事業継続・経営安定を支援することに加え、低迷している町内消費に刺激を与え地域経済の活力回復及び産業の振興に資することを目的に、地域商品券を発行する運びとなりました。

この地域商品券は1人10,000円分になっており、使用期限内に取扱店舗で使用できるものです。

1. 地域商品券名称	市川町地域商品券「市川 Pay」
2. 有効期間	令和2年9月1日（火）～令和3年2月28日（日）
3. 配付金額	1セット 10,000円（500円券×20枚綴り）
4. 配付対象者	令和2年7月27日現在で市川町に住民登録のある方（約11,800人）
5. 取扱店参加資格	(1) 市川町で営む店舗・事業所等を有する事業者並びに市川町商工会員で隣接市町で営む店舗・事業所等を有する事業者 <取扱店業種一例> ・小売業（食料品・衣料品・日用品雑貨・家電・自動車など） ・飲食業（飲食店・喫茶店など） ・サービス業（理容業・美容業・クリーニングなど） ・その他（リフォーム・造園・内装工事・電気工事）など (2) その他、市川町が特に許可したもの
6. 取扱店登録料	不 要
7. 換金期間	令和2年9月1日（火）～ 令和3年3月10日（水） ※換金期間を過ぎると換金できません。
8. 換金手続き	使用済みの商品券を換金するには、地域商品券の裏面に取扱店名等記載し、地域商品券換金依頼書に必要事項を記入のうえ、使用済み商品券を添えて但陽信用金庫 甘地支店に提出してください。（年末年始の12/31～1/3は休業日） ※各取扱店にて商品券は、一枚ずつ切り外し、角切りをしてから金融機関営業時間内にお持ちください。
9. 支払方法	換金は、1日～10日に換金依頼書を提出された場合は同月15日、11日～20日の場合は25日、21日～末日の場合は翌月5日に但陽信用金庫甘地支店から取扱店の指定預金口座に振込みます。※手数料無料 土・日・祝日の場合は翌営業日とします。 なお、換金の最終期限は3月10日（水）です。※入金日は3月15日（月）
10. 指定金融機関	但陽信用金庫 甘地支店 ※但陽信用金庫に口座のない事業所は申込日までに新しく口座開設をお願いします。
11. 厳守事項	商品券は、以下のような場合には使用できません。 (1) 商品券の現金化 (2) 換金性があり、また広域に流通しうるものの購入 例：他の商品券・ビール券・切手・官製はがき・収入印紙・プリペイドカードなど (3) たばこの購入（たばこ事業法第36条第1項により） (4) 国・地方公共団体への支払い、または公共料金の支払い (5) 商品券を担保に供し、または質入すること (6) その他法律で商品券による購入が禁じられている商品や、取扱店が指定する商品 ※取扱店が本要領に違反する行為を行った場合、取扱店登録を抹消します。
12. つり銭の取扱い	商品券の額面に満たない利用であっても、つり銭は出ません。
13. 取扱店申込方法	「取扱店登録申込書」（裏面）に必要事項をご記入のうえ、商工会までお申込み下さい。
14. 取扱店募集期間	令和2年7月16日（木）～7月27日（月）【厳守】 ※受付期間を過ぎると一覧表に掲載できません。
15. 取扱登録店の審査	取扱店として登録申込書が提出されたのち、申請内容を精査し、取扱店業種、同資格に該当するかを審査します。
16. その他	取扱店には、ポスター・幟等の広告物を提供します。
17. お問い合わせ	市川町商工会 〒679-2315 市川町西川辺 163-1 TEL. 0790-26-0099 FAX. 0790-26-0674